

平成30年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

平成30年11月30日（金曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 議長報告事項
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 議案上程
- 第 6 提案理由の説明並びに政務報告
- 第 7 議案の補足説明

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議長報告事項
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 議案上程
- 日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告
- 日程第 7 議案の補足説明

出席議員（19名）

1 番	片 桐 文 夫	2 番	平 山 清 海
3 番	遠 藤 保 明	4 番	林 晴 道
5 番	高 橋 秀 典	6 番	米 本 弥一郎
7 番	有 田 恵 子	8 番	宮 内 保
9 番	高 木 寛	10 番	飯 嶋 正 利
11 番	宮 澤 芳 雄	12 番	伊 藤 保
13 番	島 田 和 雄	14 番	平 野 忠 作

15番 伊藤 房代

18番 木内 欽市

20番 高橋 利彦

16番 向後 悦世

19番 佐久間 茂樹

欠席議員（1名）

17番 景山 岩三郎

説明のため出席した者

市長	明智 忠直	副市長	加瀬 正彦
教育長	諸持 耕太郎	秘書広報課長	伊藤 義隆
行政改革 推進課長	小倉 直志	総務課長	飯島 茂
企画政策課長	阿曾 博通	財政課長	伊藤 憲治
税務課長	石毛 春夫	市民生活課長	宮負 賢治
環境課長	井上 保巳	保険年金課長	遠藤 茂樹
健康管理課長	木内 喜久子	社会福祉課長	角田 和夫
子育て 支援課長	小橋 静枝	高齢者 福祉課長	浪川 恭房
商工観光課長	小林 敦巳	農水産課長	宮内 敏之
建設課長	加瀬 喜弘	都市整備課長	鵜之沢 隆
下水道課長	高野 和彦	会計管理者	松本 尚美
消防長	川口 和昭	水道課長	加瀬 宏之
庶務課長	栗田 茂	学校教育課長	佐瀬 史恵
生涯学習課長	高安 一範	体育振興課長	花澤 義広
監査委員 事務局長	伊藤 義一	農業委員会 事務局長	赤谷 浩巳

事務局職員出席者

事務局長	大矢 淳	事務局次長	池田 勝紀
------	------	-------	-------

開会 午前10時 0分

○議長（島田和雄） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（島田和雄） ただいまの出席議員は19名、議会は成立いたしました。

これより平成30年旭市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 議長報告事項

○議長（島田和雄） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（島田和雄） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

9番、高木寛議員、10番、飯嶋正利議員、以上の2名を指名いたします。

◎日程第４ 会期の決定

○議長（島田和雄） 日程第４、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの19日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島田和雄） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月18日までの19日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（島田和雄） 市長より送付を受けております議案は、議案第１号から議案第７号までの７議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第５ 議案上程

○議長（島田和雄） 日程第５、議案上程。

議案第１号から議案第７号までの７議案を一括上程いたします。

議案第１号 平成３０年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第２号 平成３０年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について

議案第３号 旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

◎日程第6 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（島田和雄） 日程第6、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

本日ここに平成30年旭市議会第4回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

初めに、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号は、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37億4,500万円を追加し、予算の総額を318億2,600万円とするものであります。

議案第2号は、平成30年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億6,000万円を追加し、予算の総額を85億3,000万円とするものであります。

議案第3号は、旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、公職選挙法の一部改正により、都道府県及び市の議会議員の選挙における選挙運動用ビラの頒布が認められたことに伴い、市議会議員選挙における当該ビラの公費負担に関し必要な事項を定めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第4号は、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号は、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

の制定についてでありまして、いずれも一般職の職員の給与改正に併せて所要の改正を行うものであります。

議案第6号は、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでありまして、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、所要の改正を行うものであります。

議案第7号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、委員の辞任により、新たな委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

私は、加瀬多喜男氏が適任であると考え、提案するものであります。

次に、この機会に市政の近況についてご報告いたします。

初めに、農業について申し上げます。

産業まつりについては、今月11日、海上コミュニティ運動公園で開催いたしました。当日は天候にも恵まれ、大勢の方にご来場いただき、ステージイベントや市内の農水産物をはじめ、商工業製品の展示販売などで楽しい一日を過ごしていただけたものと思っております。産業まつりの企画運営にご協力いただいた方々に、改めて感謝を申し上げます。

次に、観光について申し上げます。

観光客誘致促進については、10月26日に都内で開催された千葉県観光商談会において、観光資源の旅行商品化に向け、大手旅行会社など41社に対してプロモーション活動を行ってまいりました。

また、千葉県アンテナショップが今月17日から12月15日まで、都内丸の内の商業施設内において開設されることから、本市の魅力を広く発信するため、期間中の2日間、市の専用ブースを設け、特産品の販売や観光のPR活動を行ってまいります。

観光イベントについては、10月20日から今月4日まで上永井公園において「恋する灯台へ行こう！」キャンペーンとして、飯岡灯台を背景に写真を撮影された方々を対象に、特製記念バッジ、ステッカーを配布いたしました。

恒例となりましたスターライトファンタジーについては、12月3日から31日まで海上公民館周辺を会場に開催され、イルミネーションで飾られたオブジェが冬の旭を華やかに彩ります。12月16日には抽せん会などのイベントも行われる予定であり、昨年以上に市内外から大勢の方々が会場を訪れることを期待しているところであります。

次に、道の駅について申し上げます。

道の駅「季楽里あさひ」については、開業から3年を経過し、本年7月には来場者が300万人を超え、売上げも順調に伸びております。10月21日には開業3周年お客様感謝祭を開催し、豚汁や新米おにぎりの無料配布、サンマ焼きや焼きハマグリ等の販売のほか、旭市のおいしい豚肉料理を販売するアサヒポークパークを同時開催し、多くのお客様に喜んでいただけたものと思っております。今後も東総地区を代表する道の駅として、さまざまなイベントを開催し、施設の目的である情報発信や産業振興に努めてまいります。

次に、体育振興について申し上げます。

市民体育祭については、10月7日に東総運動場において開催いたしました。当日は天候に恵まれ、多くの市民の方々に参加をいただき、出場者の頑張る姿、応援席の笑顔、ユニークな数々のレース等、市民の固いきずなづくりができたものと確信したところであります。

向太陽杯パークゴルフ大会については、10月24日と25日に、あさひ健康パークにおいて開催し、県内外からの参加者に市内選抜選手を加えた総勢160名が、和やかな雰囲気の中で交流試合を行いました。大会期間中は、本市の食材や特産品を提供し、食の郷あさひをアピールしました。また、第10回の記念大会として、市外からの参加者へ向太陽記念バッジを配布いたしました。

千葉県高等学校駅伝競走大会については、10月27日に東総運動場において開催され、男女100チームによる熱いレースが繰り広げられました。

今後のイベントとしては、12月16日に市民駅伝大会が東総運動場で、また、2月3日には第30回を迎える旭市飯岡しおさいマラソン大会が開催されますので、大勢の方々のご声援をお願いいたします。

総合体育館の改修については、外壁及び屋根の改修工事の実施設計が完了したところであり、今後は利用者との調整を行いながら、本年度末までの工事契約締結に向けて準備を進めてまいります。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

小・中学校へのエアコンの設置については、来年度から2か年で設置する予定で準備を進めておりましたが、国の1年限りの臨時特例交付金が創設されることを受け、全ての小・中学校へ一斉に設置することとして、そのための補正予算を本定例会に提案したところであります。

第二中学校の屋内運動場防災機能強化工事については、平成31年1月の完成を目指し、順調に進捗しております。

次に、生涯学習について申し上げます。

青少年意見発表大会については、今月25日に東総文化会館小ホールにおいて開催いたしました。今年は小学生8名、中学生2名、高校生2名、一般から2名の総勢14名が参加し、集まった大勢の方々に感動を与えるとともに、青少年健全育成に対する理解と関心を深めることができたものと思っております。

次に、文化振興について申し上げます。

あさひのまつりについては、10月14日に東総文化会館において開催いたしました。地域に伝わるおはやしや神楽などの継承団体、9団体190名による伝統の技が披露され、会場に響き渡る太鼓や笛の音色に盛大な拍手が送られました。

旭市文化祭については、10月27日から今月4日まで、各地区、部門ごとに開催されました。市民の文化活動の成果が披露され、発表者、観客など大勢の方々に楽しんでいただきました。

次に、交流事業について申し上げます。

幽学の里で米づくり交流事業については、10月6日に収穫祭を開催いたしました。市内外から54家族195名の参加があり、地元産のモチ米を使用した餅つき体験をはじめ、食育紙芝居、地元長部地区の芸能保存会によるおはやし、旭市産の農畜産物や加工品等が当たる抽せん会などを行い、参加者との交流を深めました。

沖縄交流事業については、中城村の児童が今月8日と9日に本市を訪れました。初日の歓迎交流会には市内児童20名が参加し、児童の手づくりによる名刺の交換会や子どもみこしによる交流などが行われました。また、翌日には、共和小学校の全校児童とのふれあい交流会が行われ、お互いの親睦を深めることができました。

次に、旭市イメージアップキャラクター活用事業について申し上げます。

市のイメージアップキャラクター、あさピーも参加した、ゆるキャラグランプリ2018は、全国のゆるキャラによるキャラクターの総選挙であり、8月1日から今月9日まで、インターネットによる投票が行われました。あさピーは、7月に発足したあさピーサポーターズ会員の応援もあり、全国ご当地部門でのエントリー507体のうち第14位、千葉県でのエントリー25体のうち見事第1位となり、昨年を上回る成績を上げることができました。引き続きさまざまなイベントに参加し、あさピーの知名度を上げ、本市のPRに努めてまいります。

次に、市道の整備について申し上げます。

旭中央病院アクセス道及び津波避難道路の整備については、今年度の工事予定箇所の発注を終え、完成に向けて順調に整備を進めているところであります。

飯岡海上連絡道三川蛇園線の整備については、飯岡バイパス南側区間の道路線形を修正するため、詳細設計業務を行っているところであります。

次に、千葉県の整備事業について申し上げます。

海岸基盤整備工事については、予定する河川開口部10か所のうち、昨年度までに飯岡地区の2か所が完成し、目那川の工事に着手したところであります。今年度は飯岡地域の蛇園南排水路、旭地域では三川派線末流、東川、塩場川、富浦線末流の4か所について工事に着手する予定となっております。

銚子連絡道路の整備については、匝瑳市から旭市間13キロメートルの都市計画決定に向け、生活環境調査や動植物調査を実施するため、今月下旬から該当する地区住民への周知を開始したところであります。

次に、ごみ処理広域化推進事業について申し上げます。

ごみ処理広域化の推進については、東総地区広域市町村圏事務組合において、銚子市野尻町地区を広域ごみ処理施設の計画地とし、また、銚子市森戸町地区を広域最終処分場の計画地として事業を進めているところであります。

広域ごみ処理施設については、12月に起工式を行い、来年1月から建設工事が始まる見込みとなっております。

広域最終処分場については、10月に森戸町内会、地元の代表等で組織する対策協議会、組合、銚子市、匝瑳市及び旭市の6者において、地域の公害防止対策や交通安全対策等が盛り込まれた「施設の建設及び稼働に係る協定書」を締結し、建設工事の準備を進めてきたところであります。昨日、東広の臨時議会におきまして、工事契約について可決承認をいただいたところであります。今後も、広域ごみ処理施設及び広域最終処分場について、計画どおり平成33年3月の完成を目指し、組合及び構成市との連携を図ってまいります。

次に、地域公共交通の利便性向上について申し上げます。

地域公共交通については、昨年度に策定した旭市地域公共交通網形成計画で掲げた目標を実現するため、旭市地域公共交通再編実施計画の策定に取り組んでおり、10月には市内5か所で開催した地区懇談会において、経過及び現在の進捗状況について説明し、意見を伺ったところであります。市民にとって利用しやすい公共交通体系を構築するため、より多くの意見をいただきながら、年度内の計画策定を目指してまいります。

次に、地区懇談会について申し上げます。

本年度の主要事業など市政の最新の動向について説明し、市民の皆様と直接話し合う機会

として、10月15日から市内5か所で開催し、延べ530名の参加がありました。今回は、旭市地域公共交通の再編についての経過や進捗状況、また、将来を展望した小・中学校のあり方について、旭市学校のあり方検討委員会からの提言に基づき説明をいたしました。参加された皆様からは、地域公共交通や学校のあり方に関する意見のほか、空き家対策やごみの不法投棄に関する事など、合わせて54件のご意見やご提案をいただきました。内容については、今後の市政運営に反映していきたいと考えているところであります。

次に、消防行政について申し上げます。

消防体制の充実については、老朽化し機能低下した消防署の消防ポンプ自動車1台及び消防団の小型動力ポンプ積載車4台を更新整備いたしました。今後も消防力の充実強化に努めてまいります。

次に、旭市男女共同参画計画の策定状況について申し上げます。

昨年度から策定に取り組んでおります第2次旭市男女共同参画計画については、市民意識調査の結果や、旭市男女共同参画推進懇話会の意見を踏まえ、このたび計画の素案を策定いたしました。今後は、12月にこの素案についてのパブリックコメントを実施し、広く市民の皆様意見を反映させ、年度内の計画策定を目指してまいります。

次に、総合戦略について申し上げます。

総合戦略については、進行管理を行うためのPDCAサイクルの一つとして、昨年度の事業効果の検証等を行いました。10月3日には総合戦略に掲載の重点戦略の事業効果について意見を伺うため、市民の代表者で構成された旭市総合戦略評価委員会を開催したところであります。今後も、将来都市像であります「郷土愛からつなぐ未来 ず〜っと大好きなまち旭」の実現に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、新庁舎建設について申し上げます。

今月19日に開催した旭市新庁舎建設市民会議において、実施設計概要の最終報告を行い、委員の皆様よりご承認をいただいたところであります。現在、設計業務の最終調整に入ったところであり、本定例会においては、3か年の継続費及び歳出予算として建設工事費を提案させていただき、本年度内の契約締結に向けて準備を進めてまいります。

また、新庁舎内に配備する什器備品や附帯システムの整備などについては、今後も引き続き議会や市民の皆様方のご理解を得ながら進めてまいります。

次に、生涯活躍のまち構想について申し上げます。

生涯活躍のまち構想については、10月1日から生涯活躍のまち・あさひ形成事業の事業主

体となる民間事業者の公募を開始し、10月22日には募集要項に関する事業者説明会を開催したところであり、年度内には事業者及び事業計画が決定する予定であります。

併せて、移住者を呼び込むための施策として、昨年度に引き続き本市をPRするとともに、都内での移住セミナーの開催、さらには、実際に旭市にお越しいただき、本市の魅力について体感していただこうと考えております。

今後とも将来の旭市を見据え、引き続き市役所一丸となって、本構想の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。

詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（島田和雄） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第7 議案の補足説明

○議長（島田和雄） 日程第7、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 伊藤憲治 登壇）

○財政課長（伊藤憲治） 議案第1号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ37億4,500万円を追加し、予算の総額を318億2,600万円とするものであります。

第2条の継続費、第3条の繰越明許費、第4条の債務負担行為の補正、第5条の地方債の補正につきましては、後ほどご説明いたします。

2ページから4ページは歳入歳出予算の款項の補正額ですので説明を省略しまして、次に5ページをお願いいたします。

第2表は継続費で、今回の補正予算におきまして新庁舎建設事業を設定するものです。内

容は、平成33年4月の開庁に向けた新庁舎の本体工事や外構工事などを盛り込んだもので、期間は平成30年度から平成32年度までの3年間です。このうち平成30年度の年割額は建設工事の前払い費用分を計上しております。

次に、6ページをお願いいたします。

第3表は繰越明許費で、表に記載の4事業を繰越明許費として設定するものです。

その理由であります、まず一番上、8款2項の冠水対策排水整備事業は、工事を進めるために最初に行う電線や通信設備等の移設に不測の日数を要しており、当時の工程よりおくれが生じ、年度内の工事完成が困難であると見込まれるためです。

次に、10款2項の小学校施設改修事業と3項の中学校施設改修事業は、市内の小学校15校と中学校5校の教室にエアコンを設置するもので、設計や工事の期間を考慮しますと、年度内での完成が困難なため設定するものです。

次に、5項の社会体育施設改修事業は、総合体育館の屋根と外壁の改修を行うもので、消費税率8%が適用される本年度末までに契約を締結することで、経費の縮減と工事の早期完了につながるよう設定するものであります。

次に、7ページをお願いいたします。

第4表は債務負担行為補正で、千葉県議会議員選挙費を追加するものです。選挙の投票日が平成31年4月7日となる見込みであることから、年度をまたがって行う業務について、今年度に総額で契約できるよう設定するものです。

次に、8ページをお願いいたします。

第5表は地方債補正であります。

まず、上の表、起債の追加ですが、小学校施設改修事業及び中学校施設改修事業は、市内小・中学校の教室にエアコンを設置する事業に係る起債を追加するものです。

次の社会体育施設改修事業は、総合体育館の屋根と外壁の改修工事に係る起債を追加するものです。

続いて下の表、起債の変更ですが、1つ目の新庁舎建設事業は、第2表の継続費の表で説明しました新庁舎建設事業の工事費に係る前払いのため、起債の限度額を増額するものです。

次の道路整備事業及び排水整備事業は、当初財源として見込んでおりました国庫補助金、社会資本整備総合交付金が減額されたことに伴い、その財源を確保するため起債の限度額を増額するものです。

次に、9ページと10ページは、歳入歳出補正予算の事項別明細書の総括ですので説明は省

略しまして、11ページの歳入から説明いたします。なお、事業内容につきましては、歳出のところで説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、11ページをお願いいたします。

9款1項1目地方交付税1億7,112万6,000円の追加は、普通交付税の留保額の一部を今回の補正財源として計上するものです。

13款2項2目民生費国庫補助金25万9,000円の追加は、年金生活者支援給付金支給準備市町村事務取扱交付金によるもので、法改正に伴う電算システムの改修経費に対する補助金です。

次の4目土木費国庫補助金2億1,138万4,000円の減は、道路整備事業及び排水整備事業に対する財源として見込んでおりました社会資本整備総合交付金を減額するものです。

次の5目教育費国庫補助金2億4,728万9,000円の追加は、市内の小・中学校の教室にエアコンを設置する経費に対する補助金を新規に計上するものです。

続いて、3項2目民生費委託金111万2,000円の追加は、国民年金事務費交付金の増で、法改正に伴う電算システムの改修経費に対するものです。

12ページをお願いいたします。

14款2項4目農林水産業費県補助金1,080万円の追加は、農業災害対策支援事業費補助金を新規に計上するもので、先月の台風24号により被災した農業用施設等の再建や修繕等の経費に対する補助金です。

3項1目総務費委託金413万円の追加は、千葉県議会議員選挙の経費に対する委託金です。

16款1項3目民生費寄附金114万6,000円の追加は、社会福祉事業に対する篤志寄附を新規に計上するものです。

17款2項1目庁舎整備基金繰入金1億1,470万円の追加は、先ほど第2表の継続費で説明しました新庁舎建設事業の財源として計上するものです。

13ページをお願いいたします。

18款1項1目繰越金2億32万2,000円の追加は、留保していた繰越金の残額を今回の補正財源として計上するものです。

20款市債につきましては、先ほど第5表の地方債補正で説明したとおりでございます。

以上で歳入の説明を終わります。続いて歳出について説明いたします。

14ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費2万8,000円の追加は、説明欄1の議会関係職員給与費の増で、人事

院及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づく一般職の職員の給与改正に伴い、職員共済組合の負担金が増額となるためです。

なお、以下の各款に計上しております人件費の補正につきましては、特別職も含め、人事院勧告等の趣旨に基づく職員の給与改正と人事異動や新陳代謝等に伴い、款ごとの人件費を組み替える中で必要最小限の補正を行うものでありますので、ここでの説明は省略しまして、後ほど給与費明細書の中でその概要を説明させていただきます。

続いて、同じ14ページの下のほうになりますが、2款1項8目電子計算費344万4,000円の追加は、電算システム運用事業の増で、制度改正に伴う国民年金システムの改修費用について計上するものです。

15ページをお願いいたします。

11目庁舎建設費22億9,400万円の追加は、第2表継続費で説明しました新庁舎建設事業の増で、平成30年度の年割額として、建設工事の前払い費用相当額を計上するものです。

16ページをお願いいたします。下のほうになります。

2款4項3目千葉県議会議員選挙費413万円の追加は、千葉県議会議員選挙の執行に係る準備経費について計上するものです。

18ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費のうち、説明欄2、社会福祉総務事務費45万円の追加と、もう一つ、ページをめくりまして20ページになりますが、表の中段、3項5目障害児福祉費のこども発達支援センター運営事業80万円の追加、この2つは歳入で説明しました篤志寄附に基づき備品の購入費を計上するものです。内容は、体の不自由な来庁者や高齢者の方々に利用していただく車椅子等の購入と、こども発達支援センターで使用する遊具等の購入費です。

次に、22ページをお願いいたします。上のほうです。

6款1項3目農業振興費1,800万円の追加は、農業災害対策支援事業の新規計上で、内容は先月の台風24号により被災した農業用施設の再建や修繕等の経費に対する補助金です。

次に、少し飛びまして26ページをお願いいたします。

10款2項小学校費の1目学校管理費7億5,185万2,000円の追加と、その下の表、3項中学校費の1目学校管理費3億7,117万6,000円の追加は、市内小学校15校と中学校5校の教室にエアコンを設置するための設計費と工事費を計上するものです。

28ページをお願いいたします。中段になります。

5項2目体育施設費3億114万8,000円の追加は、社会体育施設改修事業の増で、総合体育

館の屋根と外壁の改修工事に係るものです。

30ページをお願いいたします。

特別職の給与費明細書です。下のほうの比較欄をご覧ください。

長等の期末手当11万7,000円の増は、歳出でも申し上げましたが、人事院勧告等の趣旨に基づく一般職の職員の給与改正に併せて、期末手当の年間支給率を0.05月引き上げることに
よる影響額です。

31ページをお願いいたします。

一般職、（１）総括の表になります

今回の補正は、人事院勧告等の趣旨に基づく給料及び職員手当等の引き上げ改定と、人事
異動等による増減額を見込んだ結果、一般職の合計は11万7,000円の減となっています。

それでは最後、35ページをお願いいたします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書です。

一番下の計の欄をご覧ください。

今回の補正として、32億550万円を増額することにより、平成30年度末現在高見込額は、
一番右下になりますが、303億1,953万7,000円となるものです。

以上で議案第1号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 遠藤茂樹 登壇）

○保険年金課長（遠藤茂樹） 議案第2号、平成30年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予
算について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、事業勘定の歳入歳出予算の総額を、それぞれ6億6,000万円を追加し、歳入歳
出予算の総額を85億3,000万円とするものでございます。

2ページと3ページは項目別の記載でございまして、5ページと6ページは事項別明細と
なっております。詳しくは8ページをお願いします。

初めに、歳出からご説明いたします。

上段の療養給付費4億6,753万3,000円の追加と、中段の高額療養費1億2万9,000円の追
加は、医療に対する保険給付費が当初予算に計上した県の給付費額を上回ったため、増額分
を計上するものでございます。

それに対する財源でございますが、7ページをお願いいたします。

上段にあります県より交付されます保険給付費等交付金によりまして、2科目合わせました5億6,756万2,000円、全額を交付されるものでございます。

恐れ入りますが、再度8ページの歳出をお願いいたします。

下段の償還金は、平成29年度に国から概算交付された療養給付費等負担金などの精算において超過支給分が発生したため返還するもので、国より9,243万8,000円の額が示されたことによりまして計上するものでございます。

対する財源でございますが、再び7ページにお戻りください。

下段にあります前年度繰越金の留保分のうち9,243万8,000円を償還金に充てるため計上するものでございます。

以上で議案第2号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 保険年金課長の説明は終わりました。

議案第3号から議案第6号までの4議案について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 飯島 茂 登壇）

○総務課長（飯島 茂） 初めに、議案第3号、旭市議会議員及び旭市長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

公職選挙法の一部を改正する法律が平成29年6月に公布され、平成31年の統一地方選挙に合わせて来年の3月1日に施行されます。今回の法改正は、都道府県または市の議会の議員選挙において、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、候補者が選挙運動のためのビラを頒布することができるよう改正されたものでございます。

選挙運動におけるビラの頒布につきましては、昭和50年に国政選挙において初めて可能となりましたが、地方公共団体の議会議員の選挙においてはこれまで禁止されており、法改正を求める要望、意見等が上がっておりました。

そのような背景を受け、今回の法改正により都道府県及び市の議会議員選挙においてもビラの頒布が可能となり、また、候補者の当該ビラの作成については、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成と同様に、条例で定めるところにより一定の金額の範囲内で無料とすることができるとされたことから、このたび条例を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

条例の第1条、第6条及び第8条のいずれも、ビラの作成について、市長選挙に限った規定となっておりましたことから、それらの文言を整理するなどの改正でございます。

なお、参考までに申し上げますと、市議会議員選挙における選挙運動用ビラ作成の公費負担額につきましては、条例で定める1枚当たりの作成単価の限度額7円51銭に、法で定める作成限度となる枚数4,000枚を乗じた3万40円が上限額となるものでございます。

最後に、この条例の施行期日でございますが、法の施行期日と同様に平成31年3月1日から施行するものでございます。

以上で議案第3号の補足説明を終わります。

続いて、議案第4号から第6号について説明いたします。

議案第4号から第6号までは、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づく給料及び手当の改正でありまして、関連ですので一括して補足説明を申し上げます。

議案第4号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

新旧対照表の3ページをご覧くださいと思います。

改正条例の第1条関係でございます。第5条は期末手当の支給率の改正でありまして、平成30年12月期の期末手当の支給率を、現行の100分の227.5から100分の232.5に改め、100分の5引き上げ、年間支給率を100分の440から100分の445にするものでございます。

4ページをご覧くださいと思います。

改正条例の第2条関係でございます。第2条関係は、ただいまの第1条関係と同じく、第5条の期末手当の支給率の改正でありまして、平成31年度以降の期末手当の支給率を6月期及び12月期とも100分の222.5に改め、年間支給率を100分の445とするものでございます。条例の施行日は、平成30年度分を規定する第1条関係につきましては公布の日とし、平成31年度以降を規定する第2条関係につきましては平成31年4月1日とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

議案第5号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、ただいまの議案第4号と同様に期末手当の支給率を改正するものであります。改正内容も議案第4号と同様のものとなります。

続きまして、議案第6号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

7ページをご覧くださいと思います。

改正条例の第1条関係でございますが、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。第23条は、人事院勧告に基づく宿日直手当の支給額の改定でありまして、勤

務1回につき日直手当については4,200円、宿直手当については5,600円を超えない範囲において規則で定める額となっているものを、千葉県と同様に日直、宿直の区別をなくし、勤務1回当たりの宿日直手当の支給額を4,400円に改正するものでございます。

続いて、第27条第2項は、勤勉手当の支給率の改正でありまして、平成30年12月期の勤勉手当の支給率を、第1号では一般職の職員を100分の90から100分の95とし、100分の5引き上げるものでございます。

第2号は再任用職員についての規定でありまして、100分の42.5から100分の47.5とし、100分の5引き上げるものでございます。これにより、一般職の期末勤勉手当の年間支給率は100分の440から100分の445となり、再任用職員にあつては100分の230から100分の235となります。

8ページから18ページにかけての別表第1の給料表につきましては、千葉県と同様に改定するもので、民間給与との較差を埋めるため引き上げを行うものでございます。行政職給料表全体の平均改定率は0.2%となります。

参考までに、行政職給料表につきましては、初任給を1,500円程度引き上げ、若年層職員にあつては1,000円程度、その他の職員は400円を基本とした引き上げとなっております。

続いて、19ページをお願いいたします。

別表第4の備考欄でございます。災害派遣手当等の支給額を定めているものでありますが、旅館業法の改正に伴い文言の整理を行うもので、支給額等の改定はございません。

20ページをご覧いただきたいと思います。

改正条例の第2条関係でございますが、第24条第2項の改正は、平成31年度以降の期末手当について改めるものでありまして、6月期の100分の122.5及び12月期の100分の137.5を、ともに100分の130に改めるものでございます。6月期と比べて12月期の支給率が多かったものを、平成31年度からは6月期、12月期ともに支給率を同じとする改正でございます。期末手当の年間の支給率は100分の260で、これまでと変わりはありません。

第3項は、再任用職員についても同様に6月期及び12月期の支給率を同じとするもので、どちらも100分の72.5とするものでございます。

第27条第2項の改正は、平成31年度以降の勤勉手当の支給率の改正でありまして、年間の支給率は変わりませんが、6月期、12月期とも100分の95を100分の92.5に改め、再任用職員にあつては100分の47.5を100分の45に改めるものでございます。

22ページをお願いいたします。

改正条例の第3条関係であります、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でありまして、第7条の特定任期付職員とは、弁護士等の高度の専門的な知識経験を有する職員でありまして、現在、本市においてはこのような任期付職員は採用しておりませんが、千葉県と同様の条例を制定しておりますので、同額の改正を行うものでございます。

最終ページ、24ページをご覧くださいと思います。

改正条例の第4条関係でございますが、ただいま申し上げました第3条関係と同様、特定任期付職員に対する規定でありまして、これについても千葉県と同様の改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、期末手当及び勤勉手当は、議案第4号、5号と同様であり、宿日直手当及び給料月額につきましては公布の日から施行し、平成30年4月1日に遡及して適用いたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第7号について、市民生活課長、登壇してください。

（市民生活課長 宮負賢治 登壇）

○市民生活課長（宮負賢治） 議案第7号について補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

本市の人権擁護委員の定数10名のうち1名が平成30年9月30日をもって辞任されたため、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものです。

議案第7号で推薦したい方は、旭市後草2042番地4にお住まいの加瀬多喜男氏、昭和27年3月5日生まれの方です。

加瀬多喜男氏は清廉潔白な人柄で責任感が大変強く、委員として適任の方ですので、新たに推薦するものです。

なお、人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当する事項はありません。

また、委員の任期は2019年4月1日から2022年3月31日までの3年間となります。

以上で議案第7号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 市民生活課長の補足説明は終わりました。

以上で議案の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回は12月4日、定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前10時57分